

特許庁における特許情報施策の最近の取組

JPO's recent initiatives on patent information policy

特許庁 総務部総務課 特許情報室 室長

安積 高靖

平成18年特許庁入庁。化学分野の特許審査、審判に従事のほか、調整課審査推進室、審査第三部審査調査室、国際政策課、在中国日本国大使館等を経て、令和7年7月より現職。

1 はじめに

特許情報（特許、実用新案、意匠、商標に関する各種公報情報、審査書類、経過情報等）は、研究開発や出願を行う際の先行技術調査や、経営判断の材料となる技術開発動向・事業環境の分析等、様々な場面で活用されており、知的財産の創造、保護、活用の各活動を行う上で極めて重要な情報である（図1）。

特許庁特許情報室では、特許情報の重要性に鑑み、その普及活用を進めるべく様々な施策に取り組んでいる（図2）。特許情報普及施策を検討、実施する上での基本的な方針

は、これまでの議論で整理されており¹、特許庁は、保有する一次情報の提供を行うことが原則であること、民間事業者が一次情報に高い付加価値を付けたサービスを提供していくための環境を整備すること、これらにより我が国ユーザーによる一層高度な特許情報の活用を支援していくこと、等が示されている。特許庁による一次情報の提供方法や、民間事業者による高い付加価値を付けたサービスの内容は、技術の進展に応じて、時代とともに変化するものと思われるが、上記のように整理された基本的な方針は現在も不変であると考えている。

近年のAI技術の進展・普及によって、ユーザーによ

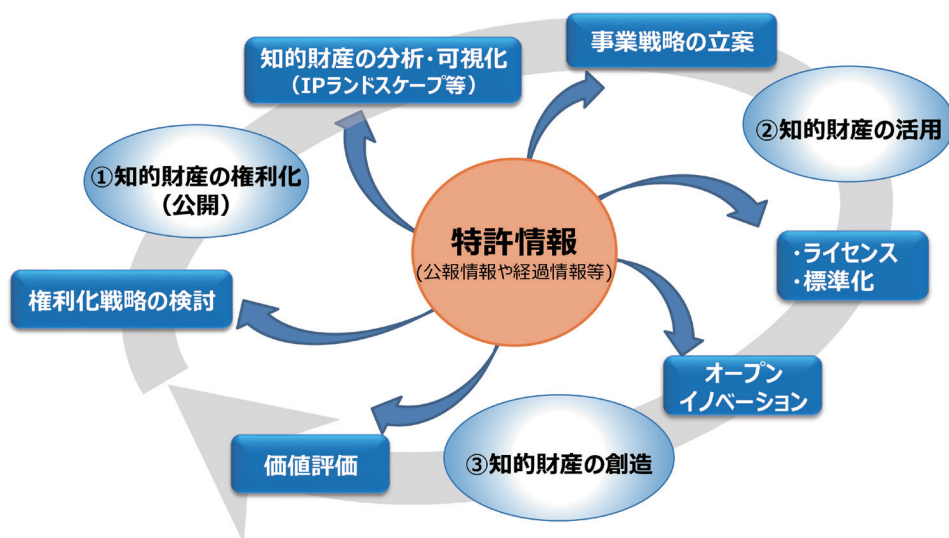


図1 特許情報と知的創造サイクル

1 特許情報のさらなる活用に向けて
一産業構造審議会知的財産分科会情報普及活用小委員会—
<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/jouhouhukyu-shoi/h28houkokusho.html>

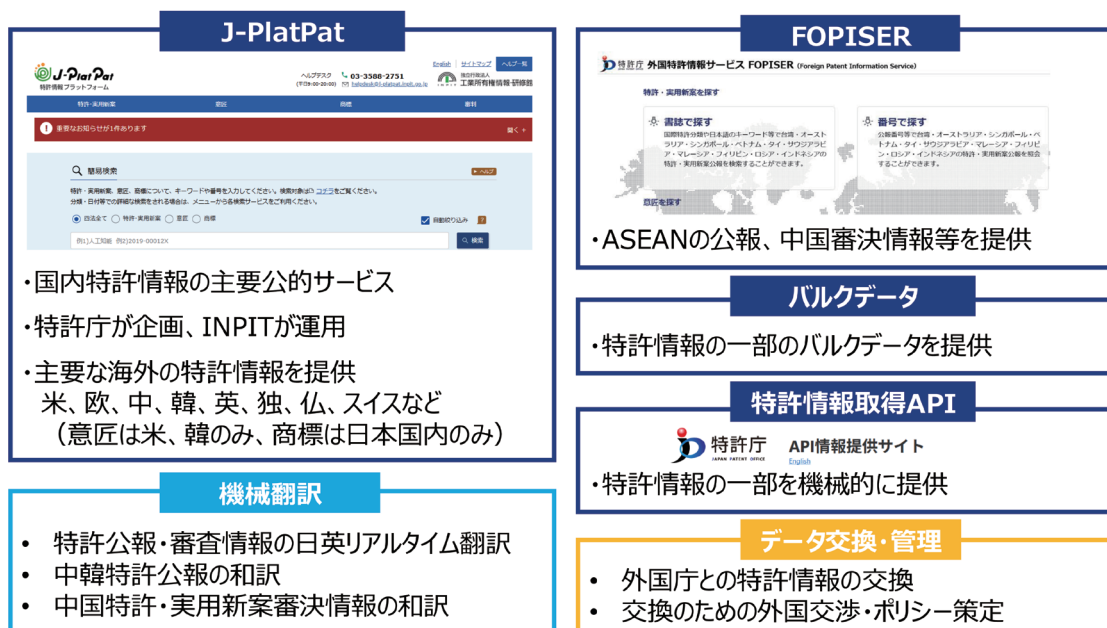


図2 特許情報室の取組

る特許情報の分析活用が高度化する中、特許情報の一次情報自体の価値がより高まっていると感じている。特許庁は、特許等の出願の受付、審査、登録等の業務を行うことで、様々な特許情報の一次情報を保有しているため、このような一次情報を、正確に、迅速に、漏れなく、安定的に庁外へ提供することが、特に特許庁に期待されていることと考えている。特許庁では、複雑で多数のシステムを用いて、多様で大量のデータを扱うため、エラーの発生をゼロとすることは現実的には難しく、期待に応えることは決して容易なことではないが、日々の実務において期待に応えるべく努力を継続している。また、ユーザーが特許情報のより高度な活用を行うためには、ユーザーが利用しやすいような手法、形式でデータを提供する観点も重要である。

特許情報室では、上記のような観点で特許情報の普及活用に取り組んでいるが、本稿では、最近の主な取組について紹介したい。

2 特許情報の更なる普及に向けた最近の主な取組

2.1 J-PlatPat

J-PlatPat は、特許庁と INPIT で協力して提供している、最も基幹的な特許情報の提供ツールであり、公報情報の検索、照会や、各出願の経過情報、審査書類の照会等が可能である。利用に際してユーザー登録は不要で、いつでも誰でも、インターネット上で、無料でアクセス

可能なツールである。人の手による検索、照会を前提に設計されており、一般の利用を妨げる可能性がある機械アクセスは禁止している。

利便性向上のため随時改善に取り組んでおり、直近では、令和 11 年 1 月にシステムの刷新を予定している²。刷新では、コアユーザー、ライトユーザー双方が利用しやすいユーザーインターフェースへの改善、特許・実用新案検索における、検索結果上限及び CSV 出力上限の拡充（3 千件から 3 万件へ）、検索結果のグラフ化支援機能の追加、ヘルプサービスの見直し（AI の活用）等の機能追加・拡充等を予定している。

J-PlatPat の刷新、またその後の継続的な改善に向けて、特許情報室では、令和 7 年度に、J-PlatPat の機能に関するユーザーニーズ調査を実施した³。J-PlatPat に不慣れなユーザーにも利用がしやすいように、検索や特許文献の内容理解をサポートする AI 機能追加への期待があること、技術動向や事業環境の分析を容易に行えるようにパテントマップ表示機能への期待があること等が調査結果に示されている。令和 11 年 1 月の刷新において、ヘルプ機能への AI 活用、特許・実用新案の検索結果のグラフ化支援機能等、上記調査結果に示された

2 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）刷新に向けた検討状況について（令和 8 年 5 月 8 日更新版）https://www.inpit.go.jp/j_platpat_info/renewal_20260508.html

3 令和 7 年度 特許情報提供サービスの現状と今後に関する調査事業報告書 <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/service/document/index/2025hokokusho.pdf>

ユーザーニーズのうち一部は実現予定である。システム刷新後も、AI を始めとする情報技術の進展や民間事業者のサービス内容の進展等を考慮しつつ、その時代に応じた最適な形について検討を続けていきたい。

2.2 特許情報取得 API

特許庁は、ユーザーが自作のプログラムを用いて、特許庁からデータを機械的に取得できるように、特許情報取得 API を用いた情報提供サービスを実施している⁴。

J-PlatPat が人による検索・照会を前提としているのに対して、特許情報取得 API は、プログラムを用いて自動的にデータを取得することを前提としており、ユーザーによる自身のシステムへのデータ蓄積を自動化でき、業務の効率化等に利用されている。登録ユーザーのみが利用可能なサービスであるが、2022 年 1 月の試行開始以降、登録ユーザー数は増加を続けており、ユーザーにとってメリットがあるデータ取得方法であると考えている。

大量アクセスによる特許庁システムへの過大な負荷を防止するため、ユーザー当たりのアクセス数に上限を設けている。ユーザーとの意見交換を行う中で、アクセス数の上限が利用拡大の障壁となっている旨の意見が多くあったため、国内特許情報取得 API について、今年 3 月からアクセス上限数を 2 倍に増加した。3 月以降、アクセス数は大幅に増加しているが、それでもまだユーザーの希望するアクセス数には満たないと考えている。引き続き、アクセス数の推移、システムへの負荷を注視しつつ、システムの増強も視野に入れ、アクセス上限数の引き上げを検討していきたい。

また、現在、国内特許情報取得 API を用いて取得で

きるデータは、例えば特許であれば、出願番号に基づく経過情報一覧や、拒絶理由通知書等である。データ取得ニーズを考慮して、これらデータから提供を開始したが、審判段階における拒絶理由通知書や、出願時の願書・明細書等のデータは現時点では取得できない。今年度、提供データの種類を増やすためのシステム開発を特許庁内で実施中であり、今後、提供データの種類を増やしていく予定である。

また、AI エージェントによる特許情報取得 API を用いたデータ取得を可能としてほしいというニーズも存在しており、今後そのようなニーズは高まっていくのではないかと考えている。特許情報室では、今年度、AI エージェントが外部のツールやデータベース（主に API）にアクセスするためのプロトコルである MCP（Model Context Protocol）の利用可能性について調査事業を実施する予定である。MCP は、2024 年 11 月に Anthropic 社が提唱した比較的新しい技術であるが、急速に普及してきている。特許庁が、特許情報取得 API と接続する MCP サーバーを設置することで、ユーザーは、AI エージェントを用いて自然文で必要な情報を要求すれば、AI エージェントが要求を理解して MCP サーバーに必要な情報を要求し、MCP サーバーにおいて必要な情報を取得するための API リクエストに変換され、特許情報取得 API を介してデータが取得され、AI エージェントがユーザーに回答を提供することが可能となる（図 3）。これにより、プログラムを構築して API リクエストを行う必要がなくなり、プログラミングスキルに精通しない者であっても、特許情報取得 API からデータ取得が可能となる。また、AI エージェントは、特許

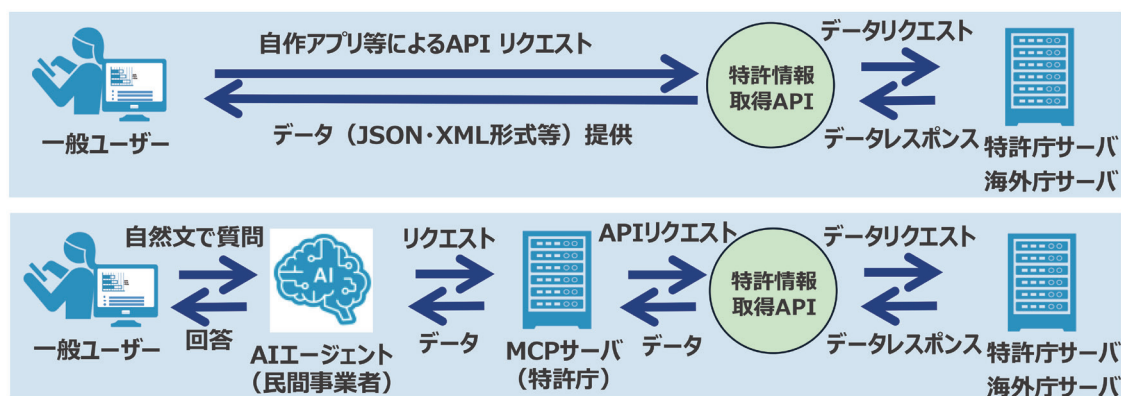


図 3 特許情報取得 API を用いたデータ取得(上段)と、AI エージェントによる MCP サーバーを介した特許情報取得 API からのデータ取得(下段)

4 API 情報提供サイト <https://ip-data.jpo.go.jp/pages/top.html>

情報取得 API からの経過情報や審査書類情報のデータ取得のみならず、民間事業者等の提供する公報情報や企業情報、経済情報、地域情報等のその他データベースからのデータ取得も可能であり、特許情報と他の情報を組み合わせた分析等を効率的に行うことができるようになると考えられる。MCP サーバーは、特許情報のより高度な活用に資するのではないかと期待している。

2.3 バルクデータ

特許庁は、主に民間のデータベース事業者を想定して、特許情報標準データ等のバルクデータを提供している⁵。ユーザー登録を行うことで、ユーザーは直近のデータをオンラインでダウンロード可能となる。過去分のデータは、ユーザーからの申請と HDD 等の外部記録媒体の提出を受け、特許庁側で外部記録媒体へデータを格納し、提供している。AI 技術の進展・普及を背景に、バルクデータに対するニーズは高まっており、近年利用申請数は増加している。

現在、様々なデータを提供しているが、今年度、新たに特許リーガルステータスデータをバルクデータとして提供できるようにシステム改造を行う予定である。民間事業者によるデータ活用がさらに進むことを期待している。今後もユーザーの活用に資するように、データの充実、提供方法の利便性向上を行っていききたい。

2.4 機械翻訳

日本の審査結果を海外の審査官、ユーザーが英語で閲覧し理解できるように、J-PlatPat 等では、日本の審査書類、公報情報を、要求に応じてリアルタイムで英語に機械翻訳して提供している。翻訳形式はニューラル機械翻訳を採用している。

LLM が発展する中、機械翻訳への利用が進められており、特許庁においても、次期機械翻訳システムにおける LLM の利用可能性を検討する調査事業を昨年度実施した⁶。調査の結果、LLM を用いた機械翻訳は、十分な訳質で、

ニューラル機械翻訳と同程度かそれ以上のレベルであることがわかっている。特に人による読みやすさは高スコアであり、より読みやすい翻訳が可能となると期待している。ただ翻訳スピードに課題があるため、今年度の調査では、訳質と翻訳スピードの両立について検討する予定である。LLM は、今後もさらなる発展が見込まれており、機械翻訳のレベル向上が期待できると考えている。

2.5 データ交換標準

特許情報を庁外に提供し、活用を後押しすることは、産業の発達に資する重要な取組と考えているが、世界の各知財庁の事情はそれぞれであり、特許情報の庁外提供を進めている庁もあれば、特許情報の電子化やシステム整備の状況等に応じて、まだ発展途上の段階にある庁もある。世界の各知財庁が、保有する特許情報を庁外へ提供し、その活用を促すことは、イノベーションの創出に貢献すると考えられる。そこで、特許庁は、世界の各知財庁が他知財庁との間で特許情報を円滑に交換する機運を高めるため、特許情報の交換に関する WIPO 標準の策定を提案している。標準には、知財データ提供に係る知財庁の役割、データの第三者提供、データ品質、データ構造等を含めることを提案しており、その具体的な標準案を昨年 11 月の WIPO 標準委員会の会合において提案している。今年度は、標準案の内容に関して、WIPO 標準委員会のメンバー庁にアンケート調査を実施しており、その回答を分析して、標準案を修正していく予定である。海外知財庁の保有する特許情報へのアクセス性向上につながるよう引き続き取り組んでいきたい。

3 まとめ

生成 AI の活用は、社会全体における関心事項であり、特許情報分野においても、生成 AI の活用は最も注目されている取組である。生成 AI を活用する際、整備されたデータは極めて有益であるため、特許庁の提供する特許情報の一次情報の重要性はより高まってきていると実感している。今後も、特許情報の重要性に鑑み、より特許情報が活用され、産業の発達につながるよう、ユーザーの皆様とも意見交換を行いつつ、特許情報の普及施策に取り組んでいきたい。

5 特許情報の一括ダウンロードサービスについて <https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/data/download.html>

6 令和 7 年度 特許情報の機械翻訳における大規模言語モデルの利用可能性に関する調査事業 調査報告書 https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/kikaihonyaku/document/kikai_honyaku/2025_01.pdf